

## 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について

平成 19 年 1 月  
食品安全委員会事務局

1月11日(木)
宮崎県が農林水産省に「宮崎県清武町において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した」旨の連絡
農林水産省が「国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について」をプレスリリース(別添1)
1月12日(金)
「農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部」において今後の対応について決定
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宮崎県に農林水産省の専門家を派遣するとともに、必要なまん延防止措置を迅速かつ的確に実施。</li> <li>2 都道府県に対し、農場に異常がないことを確認するとともに、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。</li> <li>3 関係府省と十分連携を図りつつ、正確な情報の提供に尽力。</li> <li>4 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を実施。</li> </ol>
<b>鳥インフルエンザの情報が見やすくなるよう食品安全委員会ホームページを更新</b>
「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議幹事会」において各省から概要の報告
1月13日(土)
農林水産省が「宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について」をプレスリリース(別添2)
<b>「鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」をプレスリリース(別添3)</b>

(別添1)

**プレスリリース**平成19年1月11日  
農 林 水 産 省

## 国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について、その概要をお知らせします。

## 1 事例の概要

所在地：宮崎県宮崎郡清武町

飼養状況：約12,000羽（肉用種鶏）

## 2 これまでの経過

平成19年1月11日夜、宮崎県庁から農林水産省に高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例（1月10日及び11日に約750羽の死亡を確認）の連絡があり、現在、現地においてウイルス分離等の病性鑑定を実施しているところです。

## 3 今後の対応

(1) 緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、農林水産省及び宮崎県は以下の対応を実施することといたしました。

家畜伝染病予防法に基づく当該農場の飼養鶏の隔離

周辺農場に対する移動自粛の要請

当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握

(2) 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、飼養家さんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、必要な防疫措置をとることとしています。

移動の制限：鶏等の家さん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

当面、発生農場を中心とした半径10km以内の区域で実施

こうした措置は、他の養鶏農場に本病が広がることを防止するためのものです。

## 【報道機関へのお願い】

1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。

2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

連絡先 農林水産省消費・安全局

電 話：03-3502-8111（代表）

担当者：動物衛生課 山口（内線 3202）

03-3502-0767（直通）

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

(別添2)

## プレスリリース

平成19年1月13日  
農 林 水 産 省宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について  
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

## 1 農場の概要

宮崎県宮崎郡清武町、肉用種鶏飼養農場(飼養羽数:約12,000羽)

## 2 ウイルスの同定

- (1) 1月12日、当該農場の飼養鶏からA型鳥インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、本日、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定を行ったところ、当該ウイルスが、H5亜型のA型インフルエンザであることが確認された。
- (2) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査を行い、当該ウイルスの病原性や遺伝子型等を確認する予定。

## 3 今後の防疫対応

- (1) 本日、高病原性鳥インフルエンザと確認されたことから、  
当該発生農場における飼養家きんの殺処分  
当該発生農場の消毒  
当該発生農場の周辺農場における移動制限  
(半径10Km以内に16戸、約33万羽)  
等の必要な防疫措置を実施することとしたところである。
- (2) 12日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項に基づき、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を行う。

## 【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

## 問い合わせ先

農林水産省消費・安全局

TEL : 03-3502-8111 (代表)

担当: 動物衛生課 山口 (内線3202)

03-3502-0767 (直通)

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

(別添3)

平成19年1月13日

## 鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

- 1．今回、農林水産省から、宮崎県におけるH5亜型の鳥インフルエンザの発生が発表されました。
- 2．食品安全委員会の見解は、平成16年3月に発表した「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」(平成17年12月更新)(別添)のとおりですので、国民の皆様には、冷静に対応していただきますようお願いします。

2004年 3月11日

2005年12月15日 更新

## 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

### 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、**鳥のものとは異なること**
- ・ 通常の**加熱調理で容易に死滅**するので、加熱すればさらに安全

これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

## 鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設（GPセンター）で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、**次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵**されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60日のもとで脱羽され、最終的に**次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄**されています。

